

# 2004年度第2回 臨時総会

2005年2月23日(水) 午後12時30分

会則の一部改正，  
「OAシステム刷新に関する宣言」等を承認



## 第1号議案 「東京弁護士会会則」一部改正の件

第1議案 「弁護士職務基本規程」制定に伴う一部改正の件

第2議案 「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」改正に伴う一部改正の件

第3議案 「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」施行に伴う一部改正の件

第4議案 女性弁護士会員の産前産後期間中の一般会費免除に伴う一部改正の件

第5議案 国際委員会を常置委員会にすることに伴う一部改正の件

◎承認 (いずれも賛成多数)

〈内容〉

### ・第1議案について

2004年11月10日開催の日弁連臨時総会で「弁護士職務基本規程」が会規として制定されたことに伴い、条文中に「弁護士倫理」と表記されている規定について一部改正する。

### ・第2議案について

「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」一部改正の施行(2005年4月1日)により、外国法事務弁護士が弁護士を雇用可能となることに伴う改正。

### ・第3議案について

「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」の施行(2005年4月1日)にあたり、日弁連では、最高裁判所及び法務省との間で、判事補及び検事がその身分を離れて弁護士登録をする場合に、日弁連の登録料と各単位会の入会金や会館建設負担金を免除する方針を打ち出した。2004年11月10日開催の日弁連臨時総会において、弁護士登録の手續及び登録料の免除又は猶予に関する会則が承認されたことに伴う会則の一部改正。

### ・第4議案について

女性弁護士会員の妊娠・出産により弁護士業務を中断せざるを得ない現状を鑑み、本会の一般会費を免除し支援する。出産予定の女性弁護士会員より、又は出産した女性弁護士会員より出産後1年以内に申出があった場合においては、4か月間(多胎妊娠の場合にあっては6か月間)、本会の一般会費を免除とする。なお、死産(妊娠4か月以

上の分娩による)の場合においても同様の取扱いとする(なお、当該理由により本会の会費が免除となっても、日弁連会則第95条の4の第3号に定める「病気又は傷害」に該当しないため、日弁連会費及び同特別会費は免除とはならない)。

### ・第5議案について

国際委員会における職務は、「外国法事務弁護士の登録及び本会への入会に関する事項」及び「外国法事務弁護士の登録の取消事由の存否に関する事項」であり、今回の特別措置法の改正により外国法共同事業、雇用に関する事項についての調査も国際委員会が担うこととなった。このように、国際委員会は、会員資格に関する事項を取り扱う委員会であり、その役割は特別の目的及び期間に限定されていない恒常的なものであることから、国際委員会を常置委員会とし、関連する本会会則の一部改正をする。

第2号議案 新会館臨時会費を徴収する件(平成5年10月20日、平成15年2月28日及び平成16年5月26日定期総会決議)の一部を改正する決議(案)承認の件

◎承認(賛成多数)

※LIBRA3月号39頁参照

第3号議案 外国特別会員より新会館臨時会費を徴収する件(平成5年10月20日、平成15年2月28日及び平成16年5月26日定期総会決議)の一部を改正する決議(案)承認の件

◎承認(賛成多数)

※LIBRA3月号39頁参照

第4号議案 「弁護士法人会員基本会規」一部改正の件

◎承認(賛成多数)

※第1号議案第1議案の内容と同様

第5号議案 「外国特別会員基本会規」一部改正の件

・「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」改正に伴う一部改正の件

・女性外国特別会員の産前産後期間中の会費免除に伴う

## 一部改正の件

### ◎承認（賛成多数）

#### 〈内容〉

「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」の一部改正（2005年4月1日施行）にあたり、日弁連では、2004年11月10日開催の臨時総会で外国法事務弁護士が弁護士又は外国法事務弁護士を雇用する場合において、届出を要する事項及び権限外法律事務に関する規律等を明確にするために「外国法事務弁護士による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程」の制定、外国法共同事業に関し、届出を要する事項及び共同事業に従事する弁護士及び外国法事務弁護士等の法律事務の取扱いに関する規律等を明確にするために「外国法共同事業に関する規程」の制定を行なった。本会においても、外国法共同事業に係る届出や雇用に係る届出に関する規定、また、特別措置法の規定に違反する疑いのあるときの調査に関する規定等を設けるために「外国特別会員基本会規」の一部改正をする。また、第1号議案第4議案と同様、女性外国特別会員についても、妊娠・出産により業務を中断せざるを得ない場合の経済的支援を行なうために「外国特別会員基本会規」の一部改正を行なう。

### 第6号議案「懲戒委員会会規」一部改正の件

### ◎承認（賛成多数）

#### 〈内容〉

日弁連の「懲戒処分の公告及び公表等に関する規程」第4条において、弁護士会が所属弁護士又は弁護士法人を懲戒したときは、関係官公署に一定の事項を通知しなければならない（ただし、戒告の場合を除く）と規定し、この関係官公署の定義が日弁連規程第2条第6号に定められている。本会が懲戒処分をした場合の通知先となる関係団体は「懲戒委員会会規」第40条第3項、第4項に定められているが、日弁連規程第2条第6号に定められている関係官公署の一部が規定されていないため、日弁連規程との整合性を持たせるために「懲戒委員会会規」を一部改正する。

### 第7号議案「OAシステム刷新に関する宣言」(案) 承認の件

### ◎承認（賛成多数）

#### 〈内容〉

現状の本会のOAシステムは、新会館の建設に伴い1995年度に導入されたものだが、管理面での不都合が生じており、さらに、個人情報保護法が2005年4月1日から施行されることに伴い、当会の扱う個人情報が不正に流出しないような体制を構築することが急務であることから、全面的なOAシステム刷新の実現について次年度理事者が引き継ぎ検討をする。